



各位

会社名 株式会社 石 井 鐵 工 所 代表者 代表取締役社長 石井 宏治 (コード:6362、東証第1部) 問合せ先 専務取締役経営管理部長 藤本 豊 (TEL 03-4455-2500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成28年6月28日開催予定の第150期定時株主総会(以下、本定時株主総会といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)本日別途開示した「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を1億2千万株から1千2百万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第6条および第8条)

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
 - これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する 規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役会決議による重要な業務執行 の決定の委任に関する規定の新設等所要の変更を行うものであります。(変更案第3条、第19 条、第20条第1項、第21条、第22条第1項、第24条、第25条、第28条、現行定款第28 条~第35条、変更案第30条~第32条)
- (3) 株主の皆様の利便性を高めるため、単元未満株式の買増制度を導入することとし、それに関する規定を新設するものであります。(変更案第9条第4号および第10条)
- (4) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 27 条第 2 項の変更を行うも



のであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。(変更案第29条第2項) (5)その他条数の変更および監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設等所要の変更 を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条~第2条 (条文省略)	第1条~第2条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第3条 当会社は、株主総会および取締役のほか、	第3条 当会社は、株主総会および取締役のほか、
次の機関を置く。	次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削 除)
(<u>4</u>) 会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人
第4条~第5条 (条文省略)	第4条~第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億2千万</u> 株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1千2百万</u> 株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利)	 (単元未満株式についての権利)
第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式	第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式
について、次に掲げる権利以外の権利を行使	について、次に掲げる権利以外の権利を行使
することができない。	することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を	(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求を
する権利	する権利
/ • 	, w 1m1 4



現行定款

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける 権利

(新 設)

(新 設)

第 <u>10</u>条~第 <u>17</u>条 (条文省略)

第四章 取締役および取締役会 (員 数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(新 設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(任期)

- 第<u>20</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 増員または補欠として選任された取締役の 任期は、在任取締役の任期の満了する時まで とする。

(新 設)

変 更 案

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける 権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めると ころにより、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を売り渡 すことを請求することができる。

第 11 条~第 18 条 (現行どおり)

第四章 取締役および取締役会(員数)

第 19条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役 を除く。) は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名 以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 ただし、監査等委員である取締役は、それ以 外の取締役と区別して選任するものとする。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(任 期)

第 21 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(削 除)

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時までとす る。



行 定 款 変 更 案

3 任期満了前に退任した監査等委員である取 (新 設) 締役の補欠として選任された監査等委員であ る取締役の任期は、退任した監査等委員であ

(役付取締役および代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役会 長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を定めることが できる。

(条文省略)

3 (条文省略)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集手続)

- に各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を開 催することができる。

(新 設)

第 24 条~第 25 条 (条文省略)

(報酬等)

価として当会社から受ける財産上の利益(以 下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議 によって定める。

(役付取締役および代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監 査等委員である取締役を除く。)の中から、取 締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めるこ とができる。

る取締役の任期の満了する時までとする。

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり) 第 23 条

(取締役会の招集手続)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで │第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで取締役会を開催することがで きる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって重要な 業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除 く。) の決定の全部または一部を取締役に委任 することができる。

第26条~第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 │ 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益(以 下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議 によって定める。ただし、監査等委員である



<u></u>	FASF
現 行 定 款	変 更 案
	取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬
	等と区別して、株主総会の決議によって定め
	<u>るものとする。</u>
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 <u>27 条</u> (条文省略)	第 <u>29</u> 条 (現行どおり)
2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に	2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に
より、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったこ	より、取締役(業務執行取締役等であるもの
とによる損害賠償責任を限定する契約を締結	<u>を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる
することができる。ただし、当該契約に基づ	損害賠償責任を限定する契約を締結すること
く責任の限度額は、法令が規定する額とする。	ができる。ただし、当該契約に基づく責任の
	限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第五章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
_(員 数)	
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
_(選任方法)	
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	(削 除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ	
とができる株主の議決権の3分の1以上を有	
する株主が出席し、その議決権の過半数をも	
<u>って行う。</u>	
(任 期)	
************************************	(削 除)
る事業年度のうち最終のものに関する定時株	
主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	
て選任された監査役の任期は、退任した監査	
役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査	(削 除)
<u>役を選定する。</u>	
(監査役会の招集手続)	
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで	(削 除)
<u>に各監査役に対して発する。ただし、緊急の</u>	



	FASF
現 行 定 款	変 更 案
必要があるときは、この期間を短縮すること	
<u>ができる。</u>	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手	
続きを経ないで監査役会を開催することがで	
<u>きる。</u>	
(監査役会規程)	
第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定	(削 除)
款のほか、監査役会において定める監査役会	
<u>規程による。</u>	
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	(削 除)
て定める。	
(監査役の責任免除)	
第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に	(削 除)
より、任務を怠ったことによる監査役(監査	
役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法	
令の限度において、取締役会の決議によって	
<u>免除することができる。</u>	
2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に	
より、社外監査役との間に、任務を怠ったこ	
とによる損害賠償責任を限定する契約を締結	
することができる。ただし、当該契約に基づ	
く責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(新 設)	第五章 監査等委員会
	(常勤の監査等委員)
(新 設)	第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査
	等委員の中から常勤の監査等委員を選定する
	<u>ことができる。</u>
	(監査等委員会の招集手続)
(新 設)	第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前
	までに各監査等委員に対して発する。ただし、
	緊急の必要があるときは、この期間を短縮す
	<u>ることができる。</u>
	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集



		FAŚF
現	行 定 款	変 更 案
		<u>の手続きを経ないで監査等委員会を開催する</u> <u>ことができる。</u>
	(新 設)	(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査等委員会において定める 監査等委員会規程による。
第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条	(条文省略)	第 33 条~第 36 条 (現行どおり)
	(新 設)	附 則 (効力発生日) 第6条および第8条の変更は、平成28年10月1 日をもって、効力が発生するものとする。 なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後 これを削除する。
	(新一設)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 第 150 期定時株主総会において決議された定款一部 変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監 査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定) 定款変更の効力発生予定日

変更案第6条および第8条を除く部分平成28年6月28日変更案第6条および第8条平成28年10月1日

以上